

# 中小企業投資促進税制のポイント

**制度の概要**

法人税には、中小企業が比較的に利用しやすい設備投資に係る減税措置として中小企業投資促進税制(租税特別措置法42条の6)があります。

この制度の対象になると、取得・製作した資産の取得価額(船舶は取得価額の75%)の30%を特別償却として通常の減価償却費に上乗せすることができます。もしくは、取得価額(船舶は取得価額の75%)の7%を法人税額から控除できます(但し、法人税額の20%が限度)。

特別償却の制度の対象となる法人は、中小企業者または農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人です。中小企業者とは、次の(1)、(2)のいずれかに該当する法人と定義されています。

(1) 資本金または出資金1億円以下の法人のうち、①同一の大

規模法人から資本金の50%以上の出資を受けている法人、②二つ以上の大規模法人から資本金の2/3以上の出資を受けている法人を除いたもの。

(2) 資本金または出資金のない法人で常時使用する従業員が1000人以下の法人。

なお、大規模法人とは、資本金または出資金の額が1億円を超えるか、あるいは資本または出資を有しない法人でも常時使用する従業員が1000人を超える法人を指します。

一方の税額控除制度の対象となる法人は、特別償却の制度の対象となる法人のうち資本金の額または出資金の額が3000万円以下の法人です。従って資本金3000万円超の会社は特別償却しか選択できません。

対象となる事業は広範囲にわたっておりませんが、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業(映画業以外)、物品賃貸業は除かれるなど、対象とな

**対象となる資産の概要**

この制度の対象となる資産は、平成26年3月31日まで(平成24年度改正で2年延長となりました)に取得・製作された一定の事業(前述)の用に供した一定の資産で、その概要は表のとおりです。なお、新品のもののみが対象で中古の資産については制度の対象とはなりません。

中小企業投資促進税制は、資産を取得・製作し事業の用に供した事業年度で申告書に一定の記載をした場合に限り適用となるものです。購入後何年も経つてから気がついても適用はありません。資産を取得した事業年度に、取得価額の要件を満たしている資産があるかなど、資産の種類ごとに判定することが必要です。

教えて、先生!



## 税務・会計の集中セミナー

●今回の先生 / 公認会計士・税理士の大沢日出夫氏



### トラックはどうなるか?

なお、対象資産のうち一般的に購入する機会が多いと考えられる車両運搬具(トラック)についてはいくらか以上のものが適用対象になるという金額の要件がありません。そこで、①貨物の運送の用に供されるものか、②車両総重量が3・5トン以上の普通自動車かの2点を具体的にどのように判定するかがポイントになります。

### 特別償却と税額控除のどちらを選択すべきか

貨物の運送の用に供されるものか、「車検証の『最大積載量』欄に記載があること」「実際にその自動車を貨物の運送の用に供していること」の2点を満たすかどうかで判定することとされています。車両総重量が3・5トン以上か、普通自動車かは、車検証の記載で判定します。トラックを購入した場合、適用対象となるものかどうか、車検証の記載を確認し、適用漏れがないよう留意が必要です。

てみることにします。

〔前提・仮定条件〕

- ・ 法人税率は30%として計算する。
- ・ 購入した資産の取得価額は1000。
- ・ 住民税・事業税の計算は考慮しない。
- ・ 税額控除は適用年度に全額控除されるものとする。

この結果だけを見ると、特別償却を選択したほうが減税額が多いため、有利に思えます。

- ① 特別償却を選択した場合の減税額  
1000×30%(償却率)×30%(税率)=90
- ② 税額控除を選択した場合の減税額  
1000×7%=70

しかし、特別償却の額は、取得事業年度に計上しなかった場合には翌事業年度以降、通常の減価償却費の計算でいずれは計上されるものです。将来の減価償却費を前倒して計上して取得事業年度の税金を減らして税金を後で多く納税するということはありません。

税額控除には枠があり、この制度を適用する前の法人税額の20%が上限となります(なお、枠を超えた分は1年間だけ繰り越せます)が、毎期毎期、課税所得を安定的に計上しているような会社は、長期間を通して考えると一般的に税額控除のほうが有利であると考えられます。しかし、課税所得の発生が安定

資産の種類	取得価額の要件	その他の要件等
機械および装置	1台または1基の取得価額が160万円以上	
インターネットに接続されたデジタル複合機	1台または1基の取得価額が120万円以上	平成24年3月31日以前に取得等して事業に使用したものは取得価額の合計が1事業年度で120万円以上の場合も適用可(注1)
電子計算機	1台または1基の取得価額が120万円以上、または取得価額の合計が1事業年度で120万円以上	性能について一定の要件有り。同時に設置する附属入出力装置も含む。少額減価償却資産、一括償却資産の対象としたものは120万円の集計から除外
測定工具および検査器具、試験または測定機器(注2)	1台または1基の取得価額が120万円以上、または1台または1基の取得価額が30万円以上で、取得価額の合計が1事業年度で120万円以上	平成24年4月1日以後取得・製作のものから適用
ソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上、または1事業年度において取得価額の合計が70万円以上	複写して販売するための原本、開発研究用のソフトウェアは対象外。また、サーバーのOS等で一定要件を満たすもの以外は対象外。平成24年3月31日以前に取得等したサーバーのOS等は対象外(注3)。少額減価償却資産、一括償却資産の対象としたものは70万円の集計から除外
車両運搬具		貨物の運送の用に供される普通自動車で車両総重量が3.5トン以上
船舶		内航海運業の用に供されるもの

(注1) 平成24年度改正で取得価額の要件が変更されています。(注2) 平成24年度改正で追加されています。(注3) 平成24年度改正でソフトウェアの対象の範囲が変更されています。

【表】 的に見込めず、まずは取得事業年度の税金をできる限り減らしたいということであれば、特別償却の選択も妥当と考えられます。

す。どちらを選択するか、翌事業年度以降の課税所得の見込みも考慮して選択する必要があります。

(おわり)